

## あいりん地域における医療施設整備事業補助項目

(別表)

項目	内容	補助額
設計費(基本設計)	基本設計の作成及び建設に係る設計監理に係る経費	補助額については、最大で経費総額の8割の金額又は経費総額に下記(按分率の考え方)に基づいて決定した按分率を乗じた金額のいずれか低い方の金額とする。
設計費(実施設計)、地質調査費及び用地造成費	実施設計の作成及び建設に係る設計監理に係る経費並びに地質調査、用地造成等に係る経費	
建設工事費	建設工事等に係る経費	
医療機器等購入費及びシステム整備費	医療機器、備品、消耗品購入(移設、処分費用含む)・システム整備に係る経費	

(按分率の考え方)

- 1 本件整備の基本的な考え方として、一般病床50床と外来診療機能を有する病院を大阪市が整備し、療養病床30床を補助事業者が整備するものである。  
本件整備について採用する按分率は、基本設計図書を精査し大阪市及び補助事業者が整備すべき割合を決定することとする。
- 2 1により按分率が決定したときは、補助金を精算するものとする。
- 3 基本設計以降のあいりん地域における医療施設整備事業補助項目(別表1)については、基本設計図書を精査し検討する。
- 4 建設工事費に係る建築単価は432千円/m<sup>2</sup>、床面積は5,011m<sup>2</sup>をそれぞれ上限とする。